

平成22年11月15日（月）意見交換会

## 【市議会からの配付資料】

資料1 さいたま市議会の議会改革

資料2 議会基本条例

資料3 さいたま市議会基本条例制定に関する決議

資料4 「さいたま市議会基本条例」制定までの経緯

資料5 さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例

# さいたま市議会の議会改革

さいたま市議会は、特に平成 19 年の改選以降、ダイナミックな議会改革にスピード感を持って取り組んでまいりました。その概要は以下のとおりです。

## 1 議会のスリム化

さいたま市議会は、自らを律する改革を推進するとともに、経費削減に努めています。

### ● 議員定数の削減

旧4市で131人であった議員定数は、合併、政令市移行により64人まで減少。更に4人削減し60人に。(次期改選時(H23. 4)から)

### ● 費用弁償の廃止

費用弁償(日当、交通費5,000円/日)を廃止。

### ● 議員報酬の削減

議員報酬を5%削減。

### ● 逮捕・勾留時の議員報酬等差し止め

刑事事件の逮捕・勾留時における議員報酬等差し止めを条例化。

## 2 議会機能強化

さいたま市議会は、二元代表制のもと、長との緊張関係を保ちつつ、議会の権能を最大限発揮するよう努めています。

### ● 議会基本条例の制定

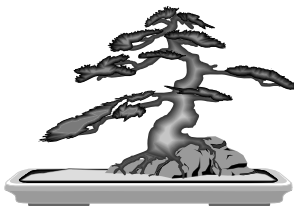
本条例の理念に基づき、真の地方議会のあり方を探求するとともに、更なる議会改革の推進により、市民に身近な開かれた議会の実現を目指す。

### ● 議決事件の拡大条例を制定

総合振興計画基本計画の策定、改廃をはじめ、姉妹都市提携や都市宣言など、市の重要な意思決定となる事項を議決事件として新たに規定するとともに、その他、市の基本的な計画の制定、改廃等についても議会への報告を求めるなど議会権能を強化。

### ● 本会議場に対面式演壇を設置

長と議会が向き合い、緊張感のある議論の場を実現するとともに、質問方式を見直し、分割質問方式を取り入れたことにより、市民にわかりやすい議論の場が実現。



### 3 委員会組織の強化と審査・調査の充実

さいたま市議会は、地方議会の要である委員会組織を強化し、審査の充実や積極的な調査活動に努めています。

- 予算委員会の常設化

議員の半数(31人)が委員となり、年間を通じ予算議案を慎重審査。

決算特別委員会も同様の委員構成(31人)により決算審査。

- 所管事務調査による政策調査・政策提言の充実

5つの常任委員会は、それぞれ特定の政策テーマを決め、年間を通じた調査研究を行い、報告書を取りまとめて政策提言。

- 十分な審査日程の確保と慎重審査

年間約40日間会期延長。委員会等の十分な審査日程を確保し、慎重審査。

### 4 開かれた議会の実現

さいたま市議会は、市民に身近な開かれた議会を目指して、市民が参加しやすい環境整備に努めています。

- 本会議の様様をインターネット配信

本会議の様様をリアルタイムで配信するとともに、過去動画も配信。

- オープン(開かれた)議会の開催

本会議場を開放。64人の公募市民によるオープン議会を開催し、議会基本条例について、市民と意見交換。

● **オープン(開かれた)委員会の開催**

議会棟を離れ、市民に身近な区役所等に出向き、委員会を開催。

● **政務調査費領収証の全面公開**

政務調査費の使途基準を明確にしたうえで、1円からの領収証を全て公開。

● **乳幼児同伴の傍聴席入場制限を廃止**

乳幼児等子供連れの方でも傍聴しやすい環境を整備。

● **本会議場傍聴席に磁気ループ設置、手話・要約筆記者派遣の実施**

聴覚障害者の方でも傍聴しやすい環境を整備。

● **参考人制度の積極活用**

議案審査だけでなく、重要な所管事務の調査のため、参考人制度を積極的に活用し、市民や学識経験者等幅広い層の意見を伺い、委員会の審査・調査を充実。

● **中学生議会・高校生議会の開催**

議会体験を通じ、議会に対する理解を深めるとともに、地方自治の仕組みを学ぶことを目的に実施。

# 議会基本条例

## 1 議会基本条例制定に向けて

### ● 議会改革推進特別委員会の設置

平成20年2月定例会において、議会改革推進特別委員会を設置。

最大の使命として、議会基本条例案を調査研究。

平成20年6月定例会において、「さいたま市議会基本条例制定に関する決議」を可決。

### ● 徹底的な議員間協議

2カ年に及ぶ徹底的な議論。委員会開催は25回に及び、非公式協議も重ね、一条一条、一言一言を徹底的に議論し、つむぎ上げ。

### ● 市民との意見交換

議会基本条例素案策定の段階で、議場に公募市民64人を招き「さいたま市議会オープン議会」を開催。

議会基本条例素案についての説明ののち、市民との意見交換。

パブリックコメントでは、5人の方から22件の意見を受け、回答を公表。

### ● 議会基本条例の施行

平成21年12月定例会で「さいたま市議会基本条例」可決。

平成22年4月1日「さいたま市議会基本条例」施行。

## 2 議会基本条例制定の意義

### ● 議会基本条例制定の意義

さいたま市議会は、議会基本条例の制定により、その使命を明らかにするとともに、議員一人ひとりがその基本理念を共有し、実践していくことで、市民の負託に真に応え、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現する議会を目指す。

## 3 議会基本条例の特長と今後の課題

### ● 議会基本条例の特長

「市民の議会」を章立てし、市民参画、市民への広聴広報活動及び市民への情報公開に積極的に努めることを明記し、また、「区行政との関係」を条立てし、指定都市における「区」単位での地域の問題について意見交換をするため、また、地域住民の問題意識や要望をきめ細かく、かつ、的確に把握する等のため、検討の場を設置できることを規定。

### ● 今後の課題

地方主権時代においては、地方自治への市民参画が不可欠。

いかにして住民自治を実現するか。市政や議会に市民の関心が向けられる仕組みづくりが今後の最大の課題。

## さいたま市議会基本条例制定に関する決議

日本国憲法は、第93条第2項において「地方公共団体の長」と「議会の議員」を住民が直接選挙することを定め、議会が執行機関と独立・対等の関係に立ち自治体運営にあたる二元代表制を採っている。

平成12年の地方分権一括法の施行による、機関委任事務の廃止及び国の関与の見直し等によって、自治体の裁量権が拡大し、自己決定・自己責任の原則のもと、自主的、自立的な団体自治の道が開かれた。

この地方分権の進展に伴い、多様な住民意思を反映し、合議によって自治体の意思・政策決定を行う「住民の代表機関」である議会の監視・調査機能、独自の政策立案機能等のさらなる強化が求められている。

また、審議の過程や結果についての住民への情報公開と説明責任の拡大等、議会と住民との関係の再構築が重要な課題となっている。

真の分権型社会を先導する大都市として、増大する行政課題に迅速かつ適切に対応するための、独自性、自立性を発揮する議会のあり方について、議会自らが改革の方向性を示すことは時代の要請といえる。

よって、さいたま市議会は、二元代表制のもと、真に住民の信託に応える、開かれた議会、自立した議会の実現に向け、議会の基本的な役割とその組織・機能・権限等を定め、議員の職務を明確にする「さいたま市議会基本条例」を、平成22年2月定例会に制定することを目指す。

以上、決議する。

平成20年6月11日



## 「さいたま市議会基本条例」制定までの経緯（調査法制課）

	【議会・議員】	【特別委員会】	【調査法制課】
平成19年 4月	・市議会議員選挙 （「議会基本条例」言及する候補者有）		
5月	・現議員の任期開始		・「議会基本条例」制定に言及する議員があったことから、関係資料収集を開始
9月	・議会基本条例調査の指示（特定会派）		・具体的な条例案、資料の調製開始
11月	・上記会派に対して説明・資料配付 ・上記会派代表者から議長に制定提案		・条例素案（担当課案）、関係資料を提示
12月	・各会派代表者の会議で上記資料配付		
平成20年 2月	・特別委員会設置を議決 ○設置目的：議会基本条例の制定及び関連条例規則等の整理に向けた調査研究 他	・「議会改革推進検討特別委員会」設置 （2月から4月にかけては、委員会再編及び議員定数を中心に調査研究）	（以後、委員会には調査法制課長、課長補佐及び係長が出席）
4月		・三重県議会を視察 ・「条例策定の基本的考え方」を検討	・「議会事務局調査課」から「議会局議事調査部調査法制課」に組織改編 ・「条例策定の基本的考え方」案の調製
5月	※委員会条例の改正（常任委員会の再編と予算委員会の常設化）	・ <b>条例の正副委員長案</b> が提示される ※ 既に配付された条例案と同内容 ・条例策定スケジュール案を検討 ・条例案各条項の論点の検討	
6月	・「さいたま市議会基本条例に関する決議」を可決	・6月定例会に「さいたま市議会基本条例に関する決議」を提出 ・ <b>条例案各条項の論点の抽出・整理</b>	・条例素案の論点整理資料の調製
7月		・条例素案の論点整理資料を配付 ・論点整理の進め方（日程）の確認 ・学識経験者による議会基本条例研修会を実施	
9月	・定例会で委員長報告を受ける ※議員定数条例の改正（64人 → 60人）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・7月～平成21年2月 条文単位で、条例素案に対する各委員・会派による修正案の提出を受け、それを整理した正副委員長案による仮決定を繰り返す。 なお、前文及び調整のつかない条項については保留とし、11月～翌年2月にかけて最終調整を行った。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・7月～平成21年2月 正副委員長案による仮決定のための条文に対し、最低限度の助言等を行うにとどめる。 （最終的な法制審査が予定されていたこと、及び全体像が明確でない段階での助言等を避けたため）</p> </div>
平成21年 3月	・定例会で委員長報告を受ける	・「さいたま市議会基本条例（正副委員長案）」を決定	・「さいたま市議会基本条例（正副委員長案）」の実質的な法制審査を開始 <b>約3か月間の法制審査（第1次）</b>
7月	・定例会で委員長報告を受ける	・条例（正副委員長案）を市長に提示 ・「議会改革推進特別委員会」に改称 ・法制審査後の「さいたま市議会基本条例（素案）」を決定	・引き続き条例素案を精査 <b>約1か月間の法制審査（最終）</b>
9月		・更に精査を加えて「条例（素案）」 「逐条解説」「逐条解説概要版」決定 ・意見募集（パブリック・コメント）の実施を決定	・意見募集用の「条例素案」「逐条解説」及び「逐条解説概要版」を調製 ・執行部から、条例素案に対する意見が提出される（特に回答を要しないもの）
10月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・10月1日から30日までの間、議会基本条例（素案）に対する意見募集を実施 ・10月9日、議会を主催者として「さいたま市議会オープン議会」を開催（学識経験者による講演、議会基本条例（素案）についての説明、質疑応答）</p> </div>	
11月		・市民意見に対する「条文修正」「委員としての見解」「補足説明」を検討	・市民意見に対する「条文修正」「委員会としての見解」「補足説明」の調製
12月	・定例会で委員長報告を受ける ・議員提出議案として「さいたま市議会基本条例」を可決・制定	・「さいたま市議会基本条例（案）」を決定、議長に提示	
平成22年 4月	・条例を施行		

# さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例

平成22年 9月29日 可決

平成22年10月 1日 公布

(平成22年さいたま市条例第49号)

## さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、さいたま市議会基本条例（平成21年さいたま市条例第55号）第25条の規定の趣旨にのっとり、市行政における基本的な計画の策定等を地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件等として定め、二元代表制の下に議会と市長が等しく市民の負託に対する責務を果たすことにより、市行政の総合的かつ計画的な推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市行政における基本的な計画 基本計画、実施計画及び各行政分野に係る基本的な計画をいう。
- (2) 基本計画 基本構想（地方自治法第2条第4項に規定する基本構想をいう。）に基づき市の行政分野の全般にわたる政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。
- (3) 実施計画 基本計画に基づき市の行政分野の全般にわたる具体的な事務事業の実施に関して体系的に定める計画をいう。
- (4) 各行政分野に係る基本的な計画 市行政の各分野に係る政策及び施策並びにこれらの基本的な方策等を体系的に定める計画、指針その他これらに類するもののうち、市行政の運営上特に重要なもの（法令又は他の条例の規定により議会の議決、議会の承認、議会への報告等の手続が定められているものを除く。）をいう。

### (議会の議決及び議会への報告)

第3条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画を策定し、又は変更すること。
- (2) 基本計画を計画期間の満了前に廃止すること。
- (3) 相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的として他の地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）と提携をし、又はこれを解消すること。
- (4) 都市宣言（市の対処すべき重要な課題等について、市の意思や主張を内外に宣

明し、市政運営上の根幹として方向付けをするものをいう。)を制定し、又は改廃すること。

2 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、実施計画又は各行政分野に係る基本的な計画を策定し、変更し、又は計画期間の満了前に廃止しようとするときは、あらかじめ議会と協議の上、その概要を議会に報告しなければならない。

3 市長等は、次に掲げる契約等をしようとするときは、その相手方となるべき者を定める前に、議会と協議の上、当該契約等の概要を議会に報告するものとする。

(1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の規定により議会の議決に付すことが見込まれる特定事業の契約

(2) さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議会の議決に付すべき契約となることが見込まれる契約

(3) さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決に付すべき財産の取得又は処分となることが見込まれる財産の取得又は処分

(4) 普通財産の交換、譲与又は時価よりも低い価額による譲渡（さいたま市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成13年さいたま市条例第76号）に基づき行うものを除く。）

（実施状況の報告）

第4条 市長は、毎年度、前年度中の基本計画の実施状況を議会に報告しなければならない。

2 議会は、市行政の総合的かつ計画的な推進のために必要があると認めるときは、市長等に対し、実施計画及び各行政分野に係る基本的な計画の実施状況の報告を求めることができる。

（市長等に対する意見等）

第5条 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、市行政における基本的な計画を変更し、又は計画期間の満了前に廃止する必要があると認めるときは、市長等に対し、意見を述べることができる。

2 市長等は、前項の規定により意見が述べられたときは、議会に対し、当該意見に対する見解を述べることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。